

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議(第70回)

日時：令和8年2月4日(水) 14:00～16:00

場所：KKR ホテル名古屋 福寿の間

会 議 次 第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 重要文化財建造物等保存活用計画の策定について <資料1>

(2) 天守台及び周辺石垣の保存対策について(天守台西側内堀御深井丸側石垣及び
鵜の首(小天守西)水堀側石垣の保存対策) <資料2>

4 その他

5 閉会

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議（第70回） 出席者名簿

■ 構成員

(敬称略)

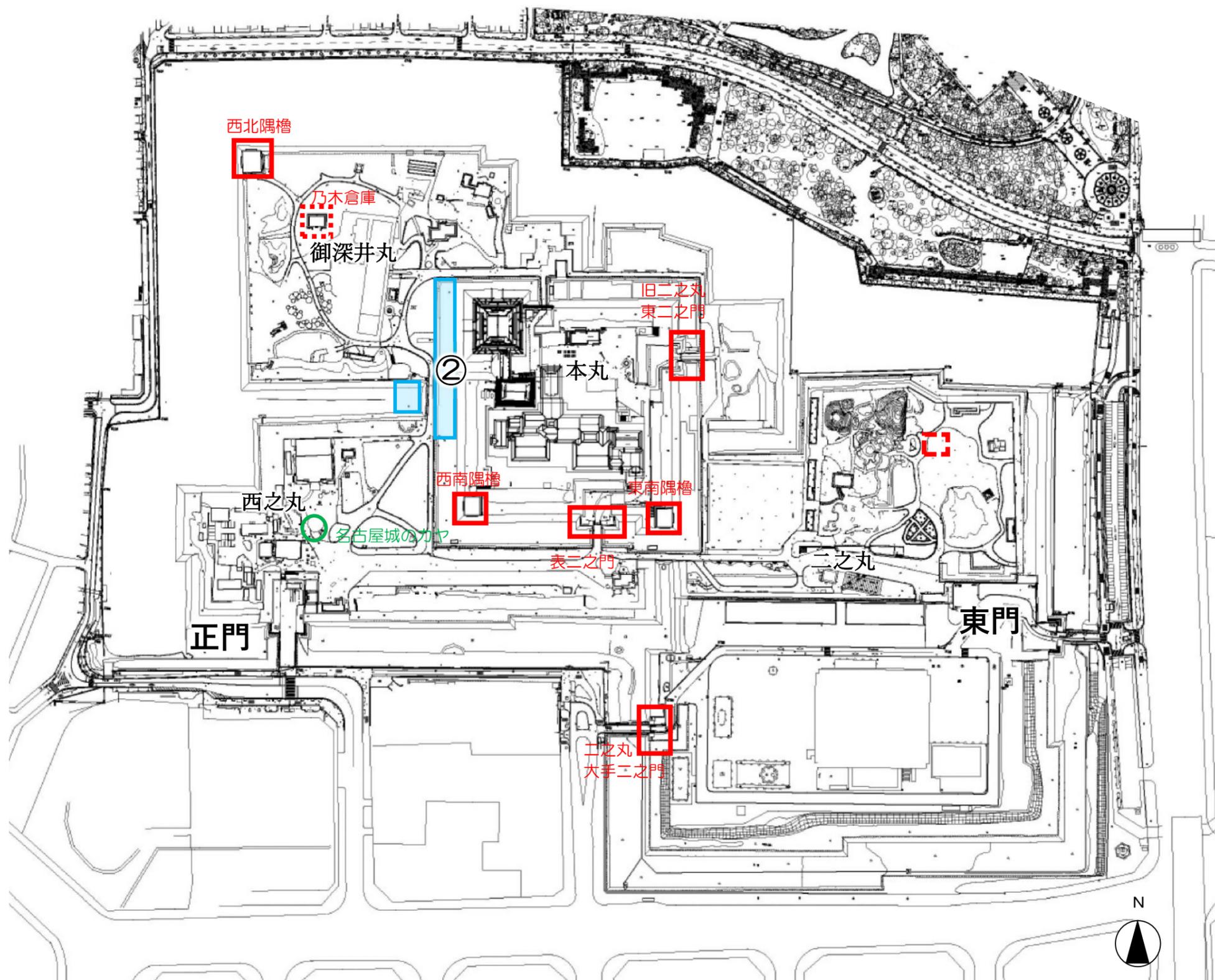
氏名	所属	備考
瀬口 哲夫	名古屋市立大学名誉教授	座長
丸山 宏	名城大学名誉教授	副座長
小濱 芳朗	名古屋市立大学名誉教授	
三浦 正幸	広島大学名誉教授	
藤井 譲治	京都大学名誉教授	

■ オブザーバー

(敬称略)

氏名	所属
渋谷 啓一 (リモート)	文化庁文化財第二課 主任文化財調査官

第 70 回全体整備検討会議 議題位置図



議事

① 重要文化財建造物等保存活用計画の策定について（赤線枠・赤点線枠内）

② 天守台及び周辺石垣の保存対策について

重要文化財
 市指定有形文化
 登録有形文化財
 天然記念物

令和7年度（2025年度） 事業予定について（イメージ）

R8.2.4時点

事項	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
【天守閣整備事業】（H29（2017）年度～） ○天守台及び周辺石垣の保存対策		石垣保存対策 （修復及び補修を実施する具体的な範囲や手法について）										◎	
【水堀の活用（舟運）】（R4（2022）年度～） ○船着場設置工事												船着場設置工事	
【本丸搦手馬出周辺石垣の修復】（H14（2002）年度～） ○積み直し工事		積み直し工事											
【植栽管理計画の実施】（R7（2025）年度～） ○植栽管理計画の実施						◎	植栽管理計画の実施						
【園路改修計画の策定】（R5（2023）年度～） ○園路改修工事													園路改修工事
【園内サイン改修】（R5（2023）年度～） ○園内サインの作成・改修工事						園内サインの作成 ◎					園内サインの改修工事		
【二之丸庭園の保存整備】（H25（2013）年度～） ○修復整備工事		◎	修復整備工事								◎		
【表二の門等の保存修理】（R元（2019）年度～） ○表二の門雁木復元検討等		雁木復元検討等											
【本丸御殿長期保全計画の策定】（R6（2024）年度～） ○長期保全計画策定		長期保全計画策定											
【特別史跡名古屋城跡の石垣保存方針策定】（R4（2022）年度～） ○石垣保存方針策定		石垣保存方針策定											
【重要文化財建造物等保存活用計画の策定】（R6年（2024）度～） ○保存活用計画策定		保存活用計画策定										◎	
（参考）本丸外の無料化実証実験（R7（2025）年度）												実証実験	

※ ◎：計画の策定や現状変更許可の取得に係る内容を全体整備検討会議に付議する想定時期

重要文化財建造物等保存活用計画の策定について

1 趣旨

名古屋城には西南隅櫓や表二之門など計6棟の重要文化財(建造物)があり、十分な調査研究を行い適切に保存・活用していく必要がある。本計画では、重要文化財(建造物)の価値を整理し明示するとともに、保存の観点では名古屋城全域で重要文化財(建造物)を災害から守るための防災対策、活用の観点では多様な来城者への対応に重点を置き、それぞれの現状と課題を把握したうえで保存・活用における今後の方針を示す。

2 計画の位置づけと計画期間

本計画は、文化庁「重要文化財(建造物)保存活用計画の策定について(通知)」(平成11年(1999))及び別紙「重要文化財(建造物)保存活用標準計画の作成要領」に従い、保存管理、環境保全、防災、活用に係る各計画及び保護に係る諸手続を定める。

「愛知県文化財保存活用大綱」や「名古屋市文化財保存活用地域計画」を上位計画として、名古屋城の重要文化財(建造物)に関する保存活用を重点的に取り扱う。また、「特別史跡名古屋城跡保存活用計画」など名古屋市がこれまでに策定した各種計画との整合性を考慮しながら策定する。

計画期間は10年とし、令和8年(2026)4月1日から令和18年(2036)3月31日までとする。

3 計画の対象

本計画の対象となるのは、特別史跡名古屋城跡に位置する重要文化財(建造物)6棟及び重要文化財(建造物)に準ずる2棟の計8棟である。なお、現在表二の門附属土堀は特別史跡名古屋城跡の構成要素であるが、重要文化財(建造物)としての指定の可能性を考慮し、本計画では重要文化財(建造物)と同等に扱うものとする。

表1 重要文化財(建造物)の名称及び構造・形式

重要文化財(建造物)				
名称	員数	構造・規模・形式	指定番号	指定年月日
名古屋城西南隅櫓	1棟	二重三階、本瓦葺 416.4 m ²	建第 866 号	昭和5年(1930)12月13日
名古屋城東南隅櫓	1棟	二重三階、本瓦葺 418.62 m ² 附 板札一枚 宝永七寅年三月 <small>の</small> 十一月迄二出来の記がある	建第 866 号	昭和5年(1930)12月13日
名古屋城西北隅櫓	1棟	三重三階、本瓦葺 505.71 m ²	建第 866 号	昭和5年(1930)12月13日
名古屋城表二の門	1棟	高麗門、本瓦葺	建第 866 号	昭和5年(1930)12月13日
名古屋城表二の門 附属土堀	2棟	土堀、本瓦葺	—	—
名古屋城二之丸 大手二之門	1棟	高麗門、本瓦葺	建第 1957 号	昭和50年(1975)6月23日
名古屋城旧二之丸 東二之門	1棟	高麗門、本瓦葺	建第 1957 号	昭和50年(1975)6月23日

4 計画の構成

本計画は、保存に係る「保存管理計画」「環境保全計画」「防災計画」、活用に係る「活用計画」など、全6章で構成する。

表2 重要文化財建造物等保存活用計画の構成

第1章 計画の概要	
第1節	計画の作成
第2節	重要文化財(建造物)の名称等
第3節	重要文化財(建造物)の概要
第4節	重要文化財(建造物)保護の経緯
第5節	保護の現状と課題
第6節	計画の概要
第2章 保存管理計画	
第1節	保存管理の現状
第2節	保護の方針
第3節	管理計画
第4節	修理計画
第3章 環境保全計画	
第1節	環境保全の現状と課題
第2節	環境保全の基本方針
第3節	区域の区分と保全方針
第4節	重要文化財(建造物)以外の建造物の区分と保護の方針
第5節	防災及び環境保全上の課題と対策
第4章 防災計画	
第1節	防火・防犯対策
第2節	耐震対策
第3節	耐風対策
第5章 活用計画	
第1節	公開その他の活用の基本方針
第2節	公開計画
第3節	活用基本計画
第4節	実施に向けての課題
第6章 保護に係る諸手続き	
第1節	文化財保護法に基づく必要な手続等

5 基本方針

(1) 保存管理

重要文化財(建造物)の価値を損なうことなく確実に後世へ継承していくため、現状を詳細に把握し、持続可能なメンテナンスを行う。日常的な維持管理行為を整理し、定期的な保存

修理が適切な時期・内容で実施できるように計画する。新たなデジタル技術等を積極的に取り入れつつ、学術的な調査研究を継続して行い、文化財的価値や本質的価値の向上を図る。

(2) 防災対策

重要文化財(建造物)で想定される災害が発生した際に、被害が最小限に抑えられるように名古屋城全域で一体的な防災の設備・管理方法・管理体制を構築し、来城者の安全確保を万全なものとする。

(3) 公開活用

多くの人が訪れる観光地として、多様な来城者が重要文化財(建造物)の価値を最大限享受できるよう社会包摂的な公開活用方法を計画する。地域を代表する文化財として市民が継承してきた意義を地域のなかで積極的に発信するとともに、訪日外国人観光客に対しても価値を適切に共有することで名古屋城の国際的な魅力向上を図る。

6 計画の概要

(1) 保存管理計画

対象となる重要文化財(建造物)における価値の所在を確認したうえで、重要文化財(建造物)としてふさわしい部分・部位の設定を行い、今後の保存管理方針を定める。また、現在の保存状況を踏まえて、今後の管理計画及び修理計画を策定する。

(2) 環境保全計画

計画区域を適切に設定し、重要文化財(建造物)と一体となって価値を有する城内の歴史的環境について、適切な保全方針を定める。また、重要文化財(建造物)以外の建造物、石垣、土塁、樹木、外部保護柵、雨水排水施設、虫・獣害対策については、「特別史跡名古屋城跡保存活用計画」との整合性を図りながら整備計画等を策定する。

(3) 防災計画

防火管理区域を適切に設定し、区域内の建造物の燃焼特性及び現在の防火・防犯の状況を把握したうえで、防火対策、防犯対策、地震対策、耐風対策を検討する。これには、被害の想定を行いながら「名古屋城消防計画」との整合性を図りつつ防災計画を策定する。

(4) 活用計画

重要文化財(建造物)の価値を損なうことなく適切な公開・活用を進めるにあたり、今後の公開活用の基本方針を定める。また、これらを実施するための課題を抽出し、適切な公開活用を行うための留意事項を記載する。

(5) 保護にかかる諸手続き

文化財保護法及び関連法令に基づく必要な手続及び本計画の改正について記載する。

7 策定経過

令和5年度(2023)に予備調査を実施し、第59回特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議で示した後、令和6年度(2024)より建造物部会にて計画内容の検討を進めてきた。

表3 保存活用計画策定の検討経過

区分	開催日	議題	出席者
第1回	令和6年(2024)9月18日	第1章 計画の概要 第2章 保存管理計画(保存管理の現状・保護の方針)	○構成員 小濱 芳朗 名古屋市立大学名誉教授(座長) 溝口 正人 名古屋市立大学大学院教授(副座長) 小松 義典 名古屋工業大学大学院准教授 野々垣 篤 愛知工業大学准教授 麓 和善 名古屋工業大学名誉教授 ○オブザーバー 井川 博文 文化庁文化資源活用課文化財調査官(オンライン参加) 森山 修治 日本大学非常勤講師・元日本大学教授 川野 真央 愛知県民文化局文化芸術課文化財室主事
第2回	令和7年(2025)1月31日	第1章 計画の概要、 第2章 保存管理計画(保存管理の現状・保護の方針)の修正 第3章 環境保全計画	○構成員 小濱 芳朗 名古屋市立大学名誉教授(座長) 溝口 正人 名古屋市立大学大学院教授(副座長) 小松 義典 名古屋工業大学大学院准教授 野々垣 篤 愛知工業大学准教授 麓 和善 名古屋工業大学名誉教授 ○オブザーバー 井川 博文 文化庁文化資源活用課文化財調査官(オンライン参加)
第3回	令和7年(2025)6月2日	第1章 計画の概要、 第2章 保存管理計画(保存管理の現状・保護の方針)、第3章 環境保全計画の修正 第2章 保存管理計画(管理計画・修理計画) 第4章 防災計画	○構成員 小濱 芳朗 名古屋市立大学名誉教授(座長) 溝口 正人 愛知淑徳大学教授(副座長) 小松 義典 名古屋工業大学大学院准教授 野々垣 篤 愛知工業大学准教授 麓 和善 名古屋工業大学名誉教授 ○オブザーバー 井川 博文 文化庁文化資源活用課文化財調査官(オンライン参加) 森山 修治 日本大学非常勤講師・元日本大学教授 竹田 晴香 愛知県民文化局文化芸術課文化財室主事
第4回	令和7年(2025)10月17日	第4章 防災計画の修正 第5章 活用計画 第6章 保護に係る諸手続き	○構成員 小濱 芳朗 名古屋市立大学名誉教授(座長) 溝口 正人 愛知淑徳大学教授(副座長) 小松 義典 名古屋工業大学大学院准教授 野々垣 篤 愛知工業大学准教授 麓 和善 名古屋工業大学名誉教授 ○オブザーバー 井川 博文 文化庁文化資源活用課文化財調査官 前川 拓也 文化庁文化資源活用課文化財防災推進係長 森山 修治 日本大学非常勤講師・元日本大学教授 竹田 晴香 愛知県民文化局文化芸術課文化財室主事
第5回	令和7年(2025)12月19日	第2章 保存管理計画 第4章 防災計画 第5章 活用計画 第6章 保護に係る諸手続きの修正	○構成員 小濱 芳朗 名古屋市立大学名誉教授(座長) 溝口 正人 愛知淑徳大学教授(副座長) 小松 義典 名古屋工業大学大学院准教授 野々垣 篤 愛知工業大学准教授 麓 和善 名古屋工業大学名誉教授 ○オブザーバー 西岡 聡 文化庁文化資源活用課主任文化財調査官 森山 修治 日本大学非常勤講師・元日本大学教授 竹田 晴香 愛知県民文化局文化芸術課文化財室主事

8 今後のスケジュール

令和7年度(2025)で計画内容を取りまとめ、令和8年度(2026)に文化庁の認定を受けるスケジュールで進めていく。令和9年度(2027)以降、計画事項を実施していく。

天守台及び周辺石垣の保存対策について

(天守台西側内堀御深井丸側石垣及び鶴の首(小天守西)水堀側石垣の保存対策)

1 はじめに

(1) 天守台及び周辺石垣の保存対策についての振り返り

これまでに、天守台及び天守台周辺石垣(図1参照、以下「対象石垣」という)において、石垣の現状把握・評価を目的とした調査を実施してきた。また、根石付近の発掘調査や石垣面と地盤面のレーダー探査を行い、地下の根石付近から地上部まで、石垣面全体としての現状把握に努めた。

こうした調査に基づき、第56回石垣埋蔵文化財部会及び第56回全体整備検討会議において、対象石垣の保存対策の考え方を整理し、石垣面の現状把握に基づく保存対策検討を表1に、石垣面の状況と来城者の動線を図1にまとめた。

対象石垣については、内堀内の石垣において濃尾地震に伴って積み直されたところや一部に現天守閣の再建時に改変された箇所はあるが、近世期の姿を残しているところが多い。これらの石垣の保存対策に際しては、文化財としての価値を適切に保存するため、築石のみならず背面構造も含めて最大限現状を維持することを原則とする。被熱による石材の劣化が顕著な箇所があるが、解体修理をした場合、多くの石材を新補石材に置き換えることとなり、文化財としての価値を損なうこととなるため、現状を維持した保存対策をとる。

こうした原則に立ち、具体的な方針としては、個々の石材はできる限り既存石材を維持したうえで、石垣面の変形や石材の破損などの進行を抑える対策を実施することとした。

表1及び図1で整理した石垣のうち、「c(c2を含む)」に分類され、かつ来城者動線沿いの石垣(U65、U66、S10)について、優先的に、保存対策を行うこととした。

石垣U65については、具体的な保存対策手法を整理し、第57回石垣埋蔵文化財部会、及び第61回全体整備検討会議においてご承認いただき、現在保存対策工事に至っている。

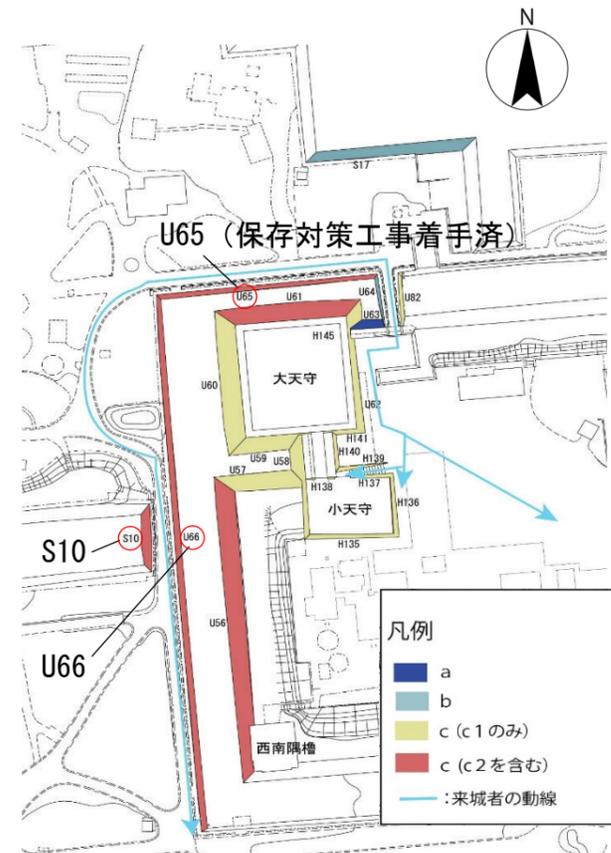


図1 石垣面の状況と来城者の動線

表1 石垣面の現状把握に基づく保存対策検討

現状調査による分類		文化財的価値の き損の可能性	現状への 対応方針
a	明らかな変形、形状など見られない石垣	なし	日常管理
b	変形、変状はあるが、範囲や程度が限定的である石垣	あり	
c	顕著な変形、変状などがあり、現況に課題があると判断される石垣 (c1: 個別石垣、c2: 石垣面の変形)	あり	日常管理 モニタリング 修理

2 石垣 U66、S10 の保存対策について

(1) 石垣 U66、S10 の保存対策の検討内容について

石垣・埋蔵文化財部会にて、石垣 U66、S10 の保存対策を検討するため、前提となる石垣の現況について発掘調査、現地視察の成果をもとに議論してきた。検討内容について、表 2・図 2 に示す。

表 2 石垣保存対策の検討 (U66, S10)

石垣の範囲	該当調査区	内容
S10	イ、ロ 範囲①	<ul style="list-style-type: none"> ・動線： 観覧者動線である。御深井丸エリアの重要文化財等施設の防災のために大型消防車両が通行できる唯一のルートである。 ・石垣の状況： 石畳状の石垣である。S10 は、地下部分では近世期の姿を残しているが、積み直しの際に裾部付近にて築石を後ろに控えて積み上げており段差が生じている。安定性の面で課題がある。U66 のうち範囲②は、調査区 V は築石が築城期盛土に埋まるが、付近は近世に積み直された可能性もある。S10 の背面となる。石材の割れ、間詰石の抜けもみられる。 ・対応： 観覧者動線であり、S10 は安定性に課題があることから S10 およびその背部について石垣の地震対策が必要である。石材補修、間詰石補充の必要がある。
U66	V 範囲②	
U66	M 範囲③	<ul style="list-style-type: none"> ・動線： 観覧者動線である。御深井丸エリアの重要文化財等施設の防災のために大型消防車両が通行できる唯一のルートである。 ・石垣の状況： 調査区 M で、根石付近まで築城期以降の改変が及んだことが確認された。濃尾地震後に「崩壊」、「孕ミ」が生じた箇所と重複しており、少なくとも 2 度積み直された可能性がある。石材の割れ、間詰石の抜けもみられる。 ・対応： M 区周辺では根石まで及ぶ改変、二度に渡る積み直しが想定され、観覧者動線下にあるため、石垣の地震対策が必要である。石材補修、間詰石補充の必要がある。
U66	U, T, Y, W, S 範囲④	<ul style="list-style-type: none"> ・動線： 観覧者動線ではない。 ・石垣の状況： 調査区 U, T, S は築石が築城期盛土に埋まるが(調査区 Y, W は未確認)、一部は濃尾地震後に「崩壊」、「孕ミ」が生じ、積み直された。石材補修、間詰石補充の必要がある。 ・対応： 近代に一部積み直されている。観覧者動線から離れているが、天守台西面を正面から観察できる。観察可能箇所は動線方向へ退避が可能。有事の避難方法検討等とともに、今後の変状に備え経過観察等や必要に応じ表面補修を行う必要がある。
U66	範囲⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・動線： 観覧者動線である。 ・石垣の状況： 一部は濃尾地震後に「崩壊」、「孕ミ」が生じ、積み直された。石材の割れ、間詰石の抜けもみられる。 ・対応： 近代に一部積み直されている。観覧者動線下だが、動線西側の遺構展示エリアに退避が可能。有事の際の避難方法検討、経過観察等の必要がある。石材補修、間詰石補充の必要がある。

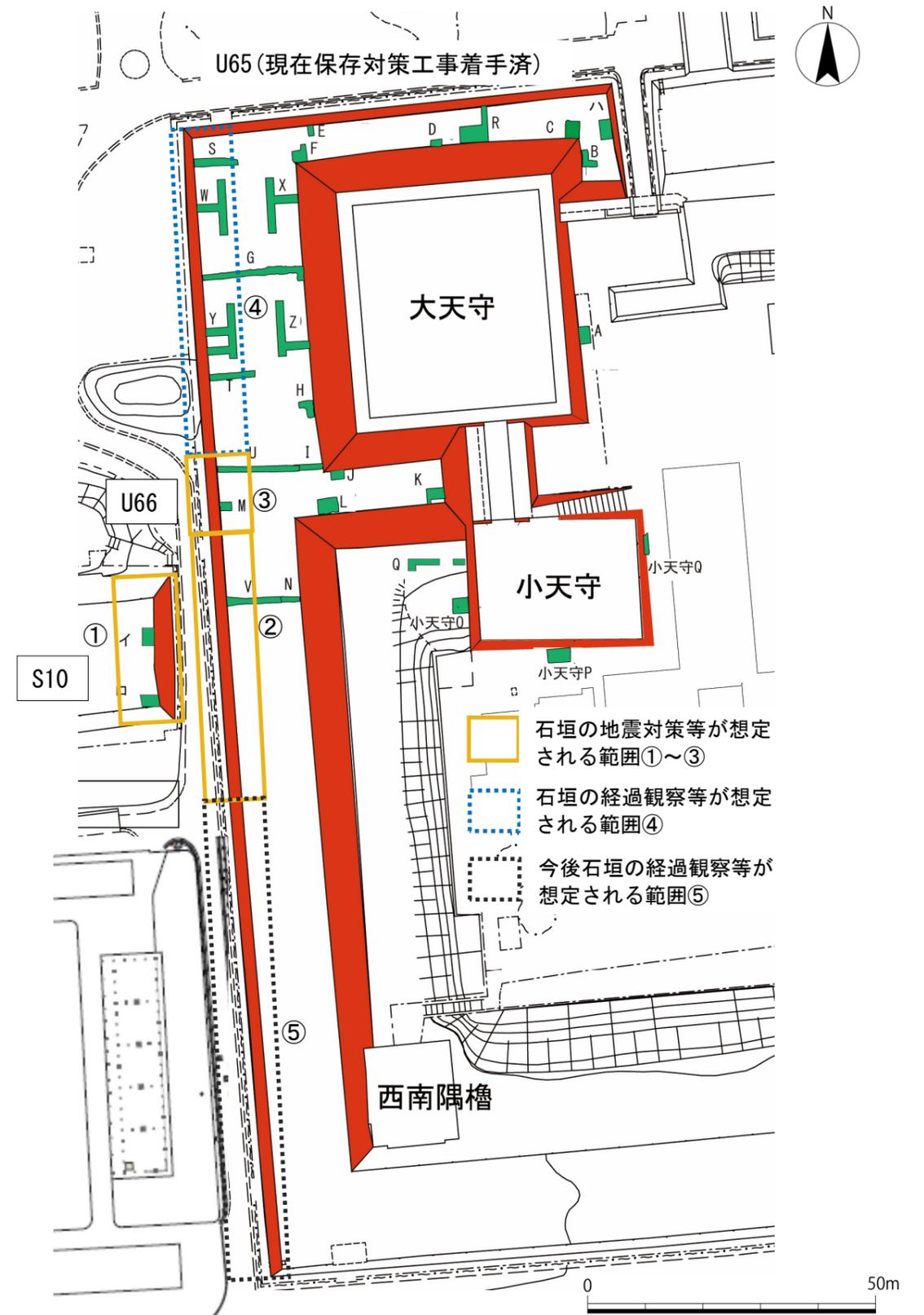


図 2 石垣保存対策の検討 (U66, S10)

(2) 石垣 U66、S10 の保存対策の今後の対応について

史跡の保存及び適切な維持管理の観点より、石垣 U66、S10 は、各範囲において石垣表面の補修が必要な状況である。

又、史跡の保存と活用の観点より、石垣 U66、S10 の鶉の首（小守西）周辺部について、来城者の安全、及び大型消防車両通路としての対策は、鶉の首上の動線を維持し、早期の地震対策を求めるものとする。

対策方法については、石垣・埋蔵文化財部会にて、早期にできる対策であり地震による崩壊に対する効果が明確である「石垣の前押さえ」による地震対策の検討を進めており、引き続き石垣・埋蔵文化財部会にて詳細な検討を進めたのち、全体整備検討会議に付議していく。

ア 保存対策の対象とする期間

将来的に行う長期的な対策を行うまでの保存対策とするため、「短期・中期的な対策」を目指す。下記に対策の対象とする期間のイメージ図を示す。

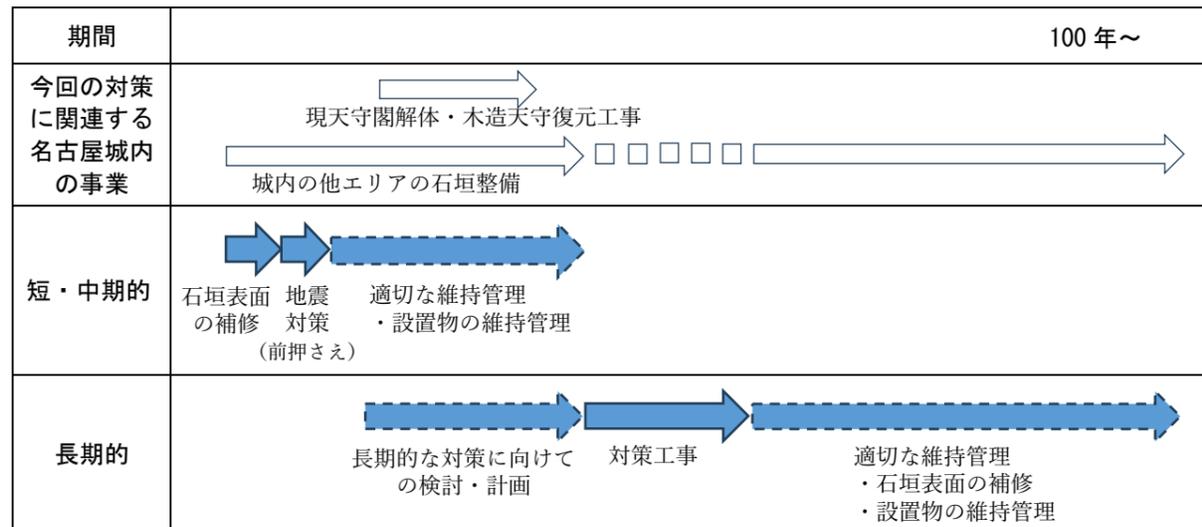


図3 保存対策の対象とする期間のイメージ図 (U66, S10)

イ 現天守閣解体工事及び木造天守復元工事の影響について

今後計画がされている現天守閣解体工事の仮設工事では、石垣の保護対策として鶉の首（小守西）の両岸（S10側、U66側）に大型の土嚢養生をした上で、内堀側は軽量盛土材等で埋める内堀保護工事が計画されている。軽量盛土材は、その後の木造天守復元工事期間中も引き続き設置され、設置期間中は、石垣の地震対策にもなるが、この内堀保護工事が始まるまでは、まだ期間がある見込みとなっており、無対策の期間が発生する。

鶉の首（小守西）に対しては、内堀保護工事が始まるまでの期間の地震対策が必要と考え、現在検討を行っている。地震対策の仮設物を設置する場合は、内堀保護工事を行う際には、地震対策として設置した仮設物は残置して、軽量盛土材等で埋め、軽量盛土材等を撤去後も、地震対策の仮設物はそのまま使用することができるものを計画することとする。

3 石垣 U66、S10 の石垣表面の補修による保存対策について

今回の石垣 U66、S10 の石垣表面の補修による保存対策の範囲と、その後に行うことを検討している地震対策の範囲を図4に示す。

石垣表面の補修による保存対策の手法については、これまでに、天守台周辺石垣の内、劣化状況がひどく、かつ観覧者動線にあたる石垣 U65 より、保存対策手法を定める設計を始めた。石垣 U65 は間詰石の抜け落ちや、石材の割れ・剥離、被熱による劣化が顕著な箇所がみられるなど、各種の劣化状況が見られる石垣であり、具体的な保存対策手法の整理を行い、現在保存対策工事を実施している。

石垣 U66、S10 については、被熱による劣化は受けていないが、間詰石の抜け落ちや、石材の割れ・剥離などがみられる状況である。補修の手法としては、石材の劣化等の現象は共通するものと捉え、原則として石垣 U65 の保存対策で整理した手法に倣うものとする。

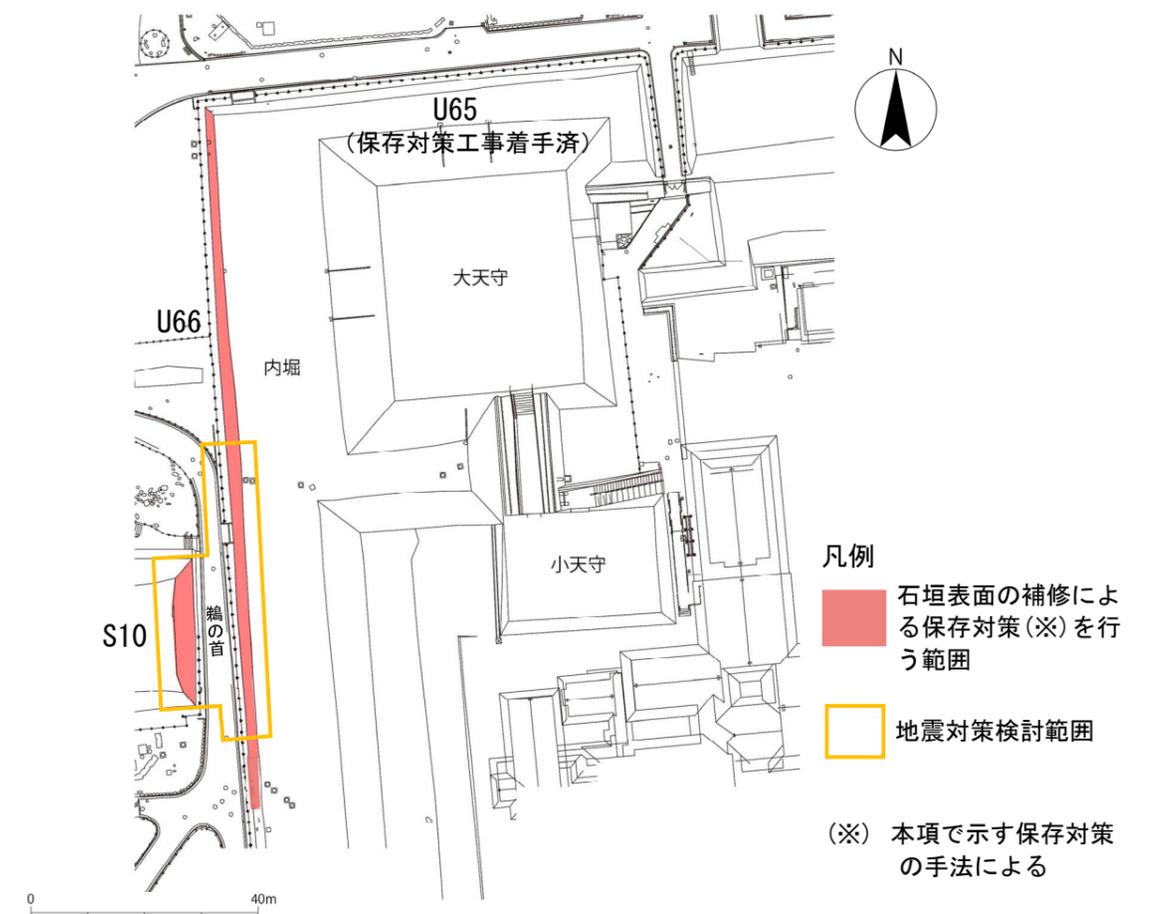


図4 今回の石垣保存対策範囲 (U66, S10)

(1) 石垣 U66, S10 の石垣表面の補修による保存対策の手法

具体的な手法として、以下に示すとおり「ア 間詰石の締め直し、補充等」と「イ 破損石材の修理」を行う。

ア 間詰石の締め直し、補充等

石垣全面において間詰石の緩みのある箇所での締め直し、抜け落ちた部分の補充を行う。また、築石の間や背面に空隙がある箇所に栗石を補充する。

(ア) 対策

間詰石の締め直し、補充	築石間の空隙の充填
<ul style="list-style-type: none"> • 全ての間詰石を確認し、緩みのある箇所について締め直しを行う • 間詰石が欠落している部分に間詰石を補充する 	<ul style="list-style-type: none"> • 築石の間や背面に空隙がある箇所について栗石を補充する • 石垣表面の築石間の隙間が小さく、大きな栗石を挿入できない箇所等、必要に応じて、袋に詰めた小石等（詳細は後述）を充填する

(イ) 袋に詰めた小石等による対策

a 目的、効果

これまで実施してきたレーダー探査からは、築石の背面に大きな空洞等は生じていないと判断される結果であったが、築石間の奥の部分において空隙を目視できる箇所がある。このような空隙について、栗石を補充し、空隙を埋める対策をする。石垣表面の築石間の隙間が小さく、一定程度の大きさの栗石の充填ができない箇所等について、袋に詰めた小石等を充填する。空隙を減らすことで、築石の安定化と栗石の沈下を抑制する効果を図る。

b 使用材料、施工方法

使用材料として、袋（繊維製）に小石及びモルタルを充填したものをを用いる。

施工方法としては、上記材料のモルタルが流動性を保った状態において、石垣表面の築石間の狭い隙間から押し込み、空隙を充填する。

イ 破損石材の修理

石材の割れ等に対しては、主にセメント系の補修材の注入等により、固定する。必要に応じてピンなども用いて固定する。その他、欠落した表面に新補石材を補充する手法を用いる。

(ア) 対策

剥離等に対する補修	分離部、欠落部の回復
<ul style="list-style-type: none"> • 石材の割れのうち、剥離、亀裂部に主にセメント系の補修材を充填する 	<ul style="list-style-type: none"> • 石材の割れのうち石材が分離している箇所について、主にセメント系の補修材を使用し、状態によりピン固定を併用する • 石材の表面が欠落している箇所については石材を補充する

(イ) 使用材料

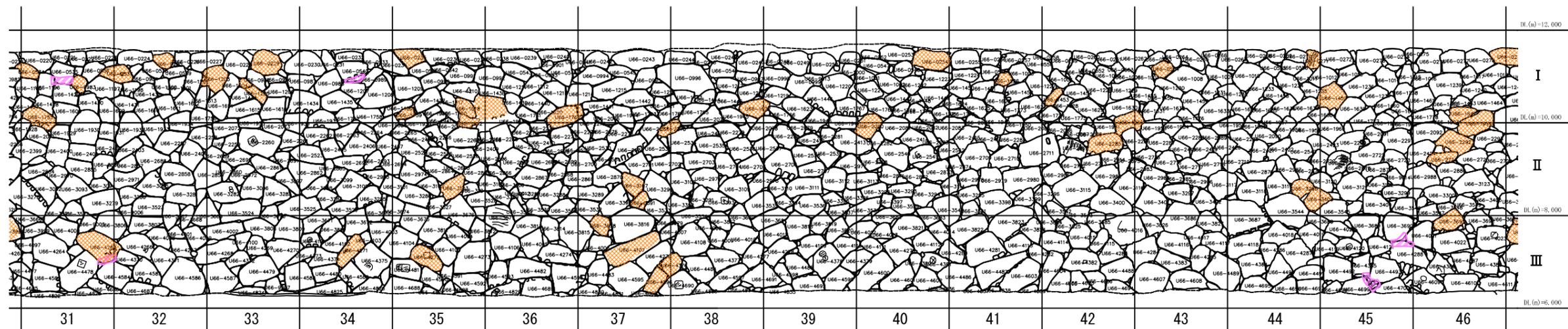
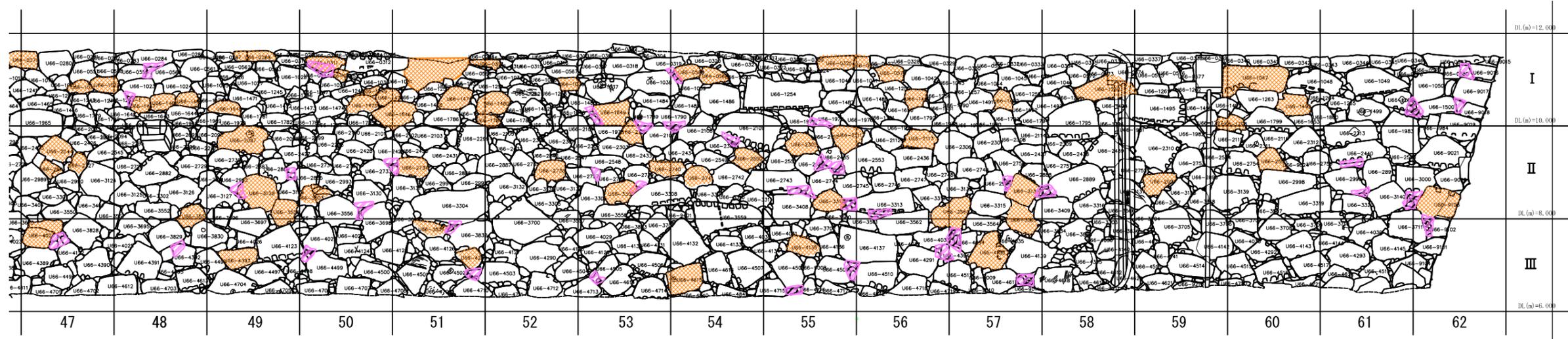
石材の割れ等に使用するセメント系の補修材は、無収縮モルタルや、超微粒子系の補修材などを使用する。ただし、早期に強度を確保する必要がある場合や、セメント系注入材がとどまらないため粘性がある補修材で石材を結合させる必要がある場合など、現地の状況に応じ、補足的に使用する材料として、樹脂系などの補修材を選定する。

ピン固定については、ステンレス棒等（SUS304 丸鋼、径 6～9 mm程度を想定）を使用。なお、分離した石材の厚みや破損状況等により、ピン固定の使用の有無も含め、ピンの径や取付角度などについて個別に判断する。

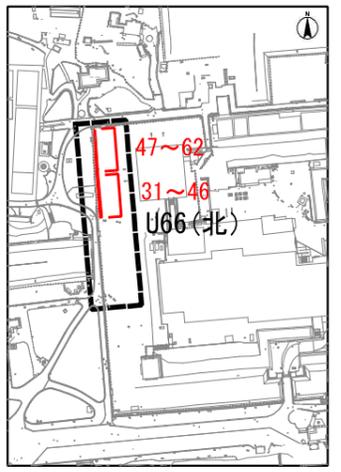
(2) 石垣 U66, S10 の今後の予定

今後は、石垣表面の補修による保存対策については現状変更許可取得を進め、令和 8 年度より工事着手を行う予定である。鶺の首（小天守西）周辺部については、石垣表面の補修工事後に地震対策を行えるように、引き続き検討を進める。

石垣U66（北）の保存対策（案）（1/2）

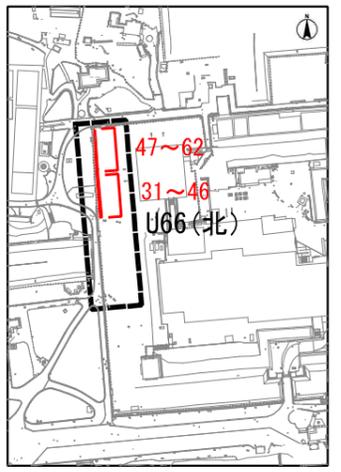
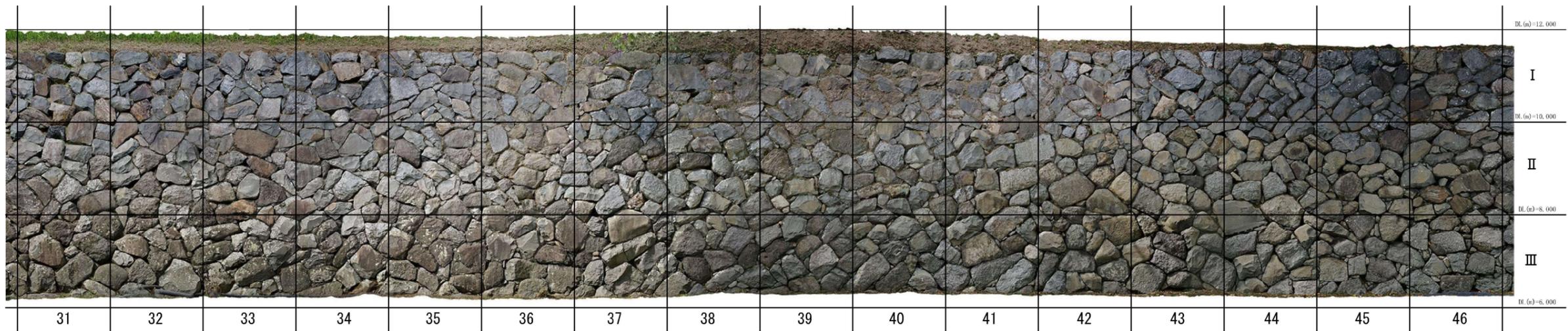
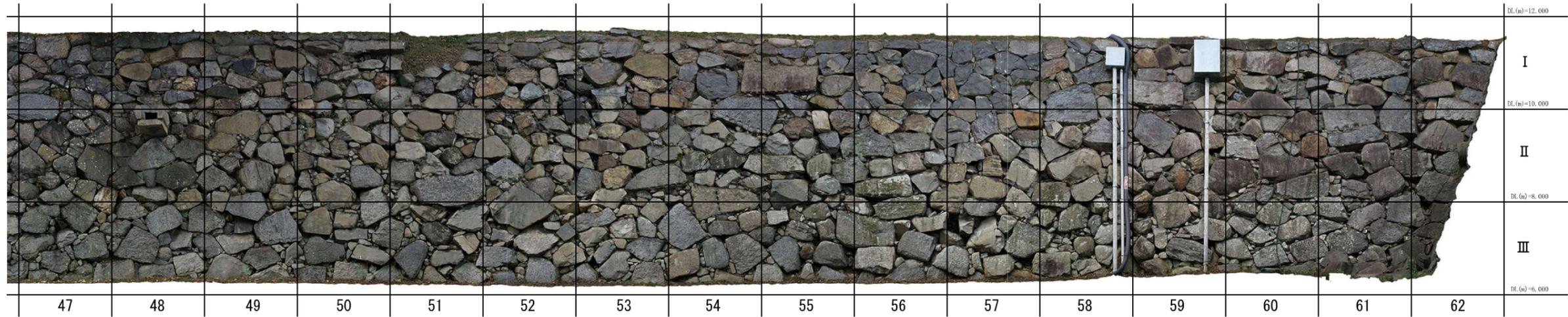


凡例	
	間詰石補充
	破損石材の修理・対策

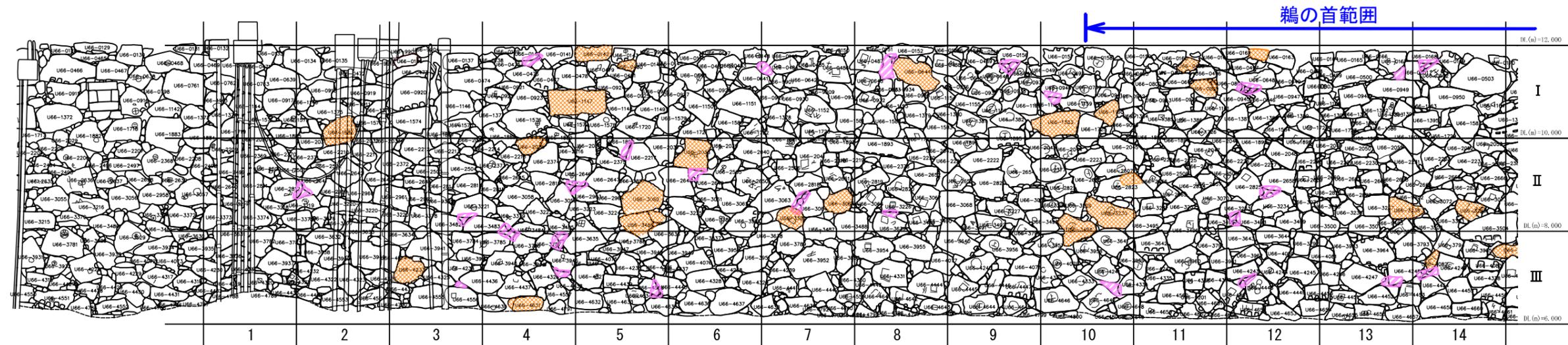
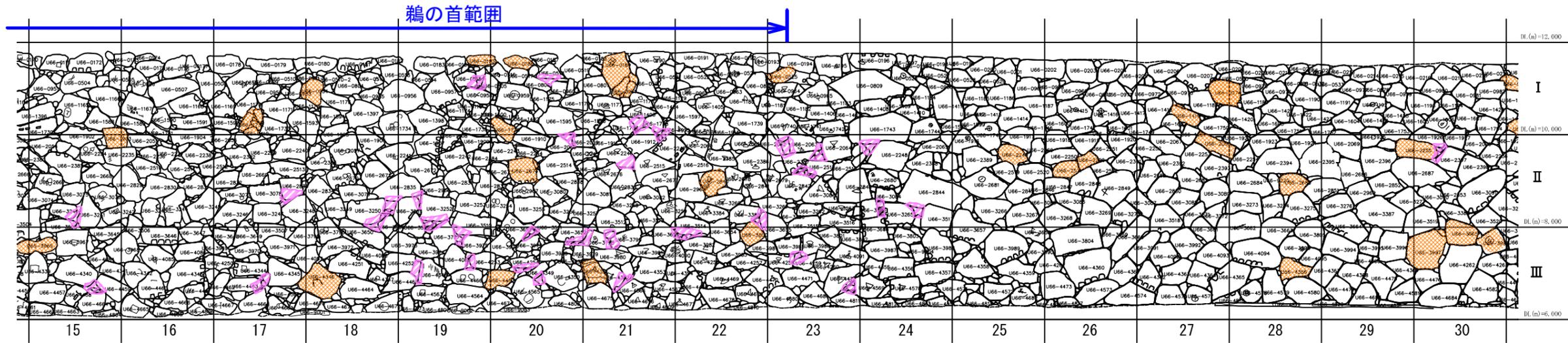


位置図

石垣U66（北）のオルソ図（1/2）

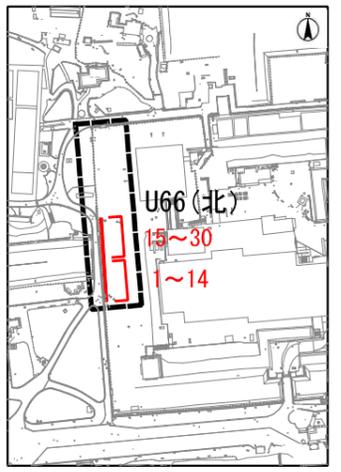


位置図



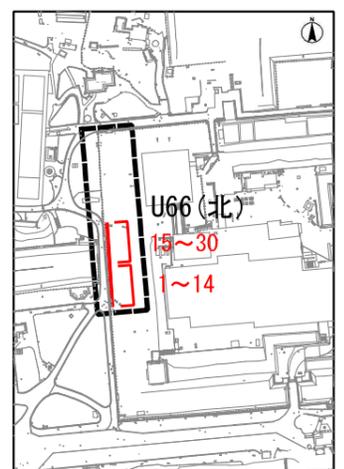
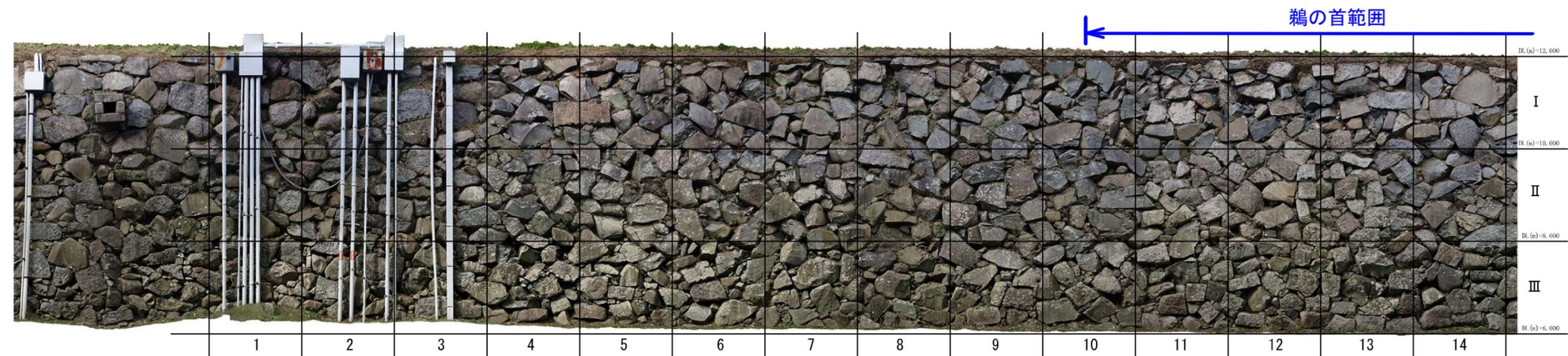
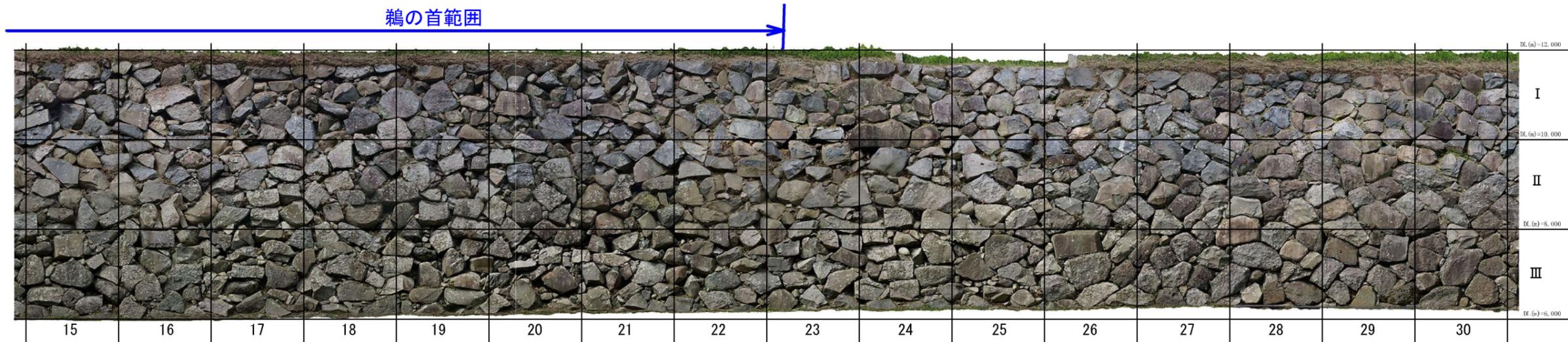
凡例

	間詰石補充
	破損石材の修理・対策



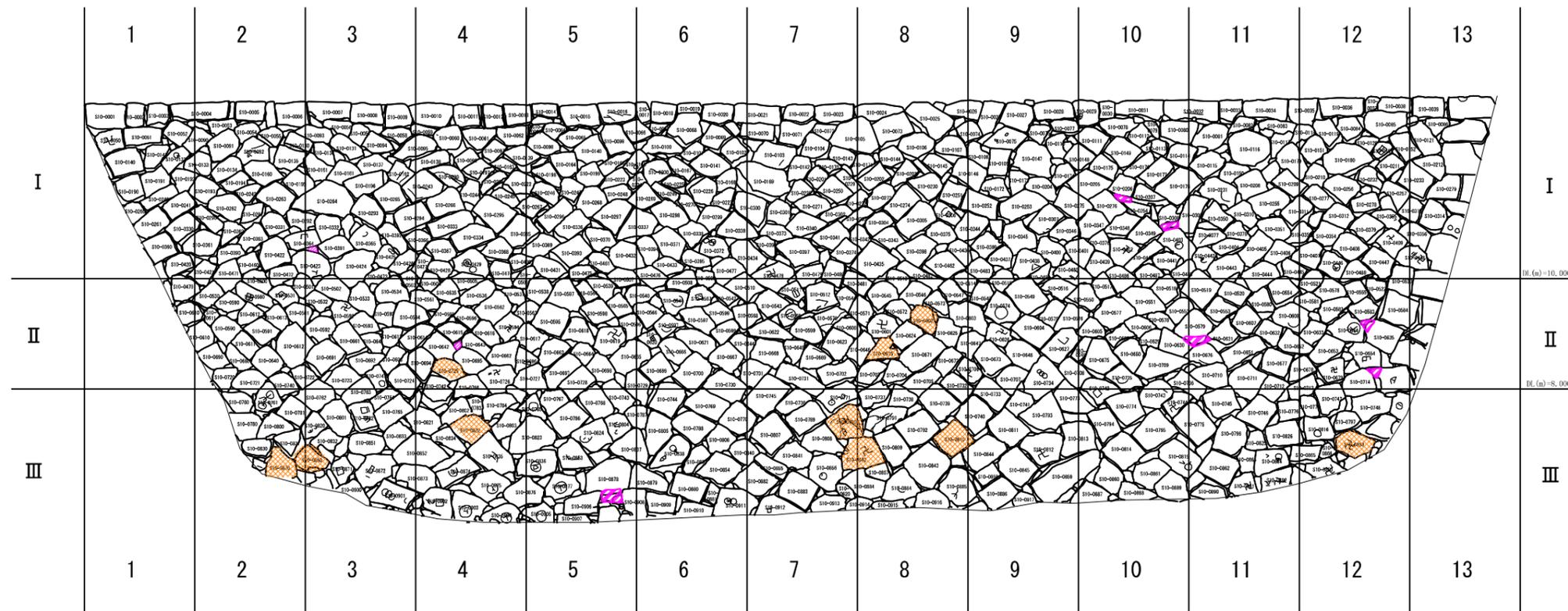
位置図

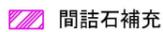
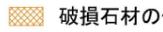
石垣 U66 (北) のオルソ図 (2/2)

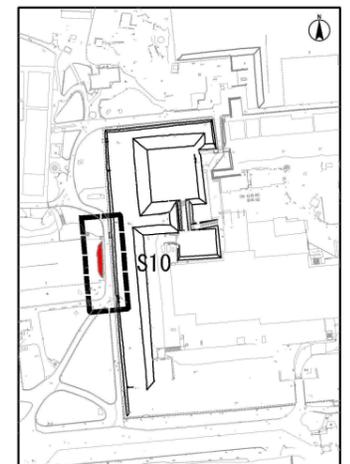


位置図

石垣S10の保存対策（案）

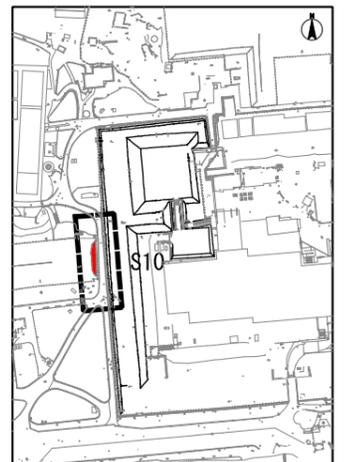
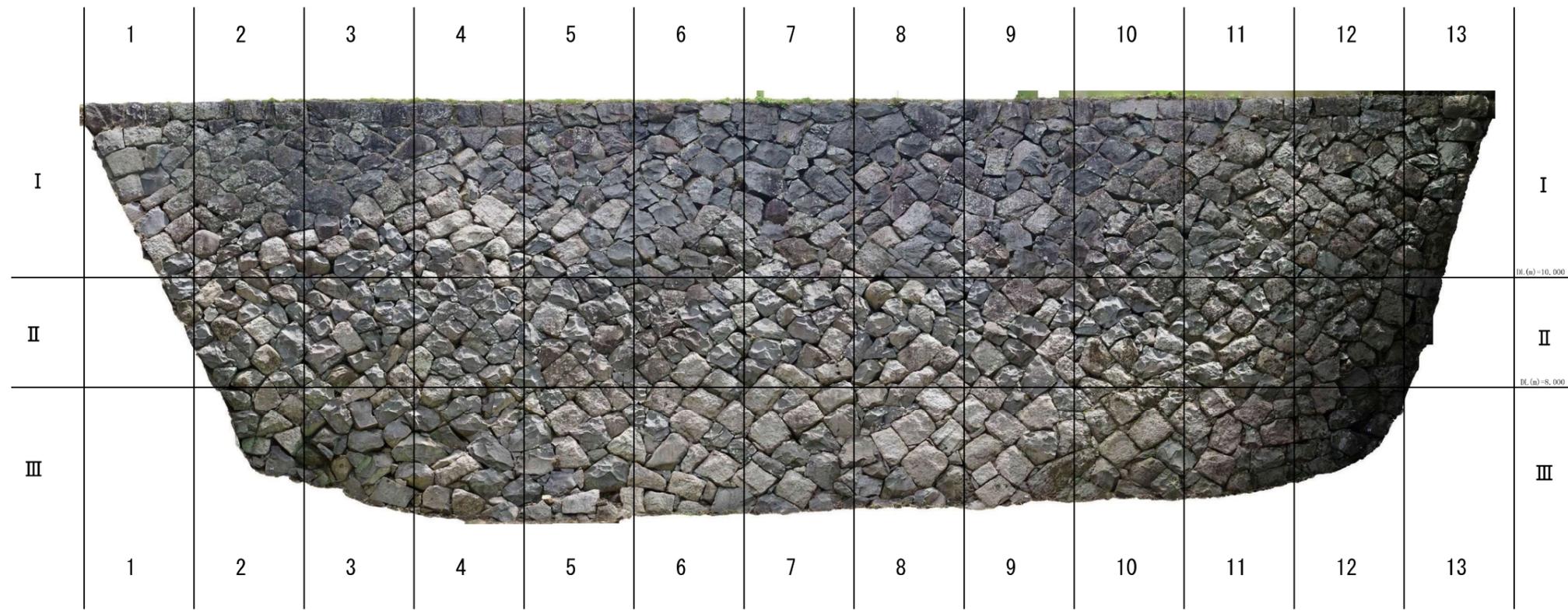


凡例	
	間詰石補充
	破損石材の修理・対策



位置図

石垣S10のオルソ図



位置図